

令和 8 年度 会計年度任用職員 (教育支援課 教育支援業務時間指導員) 登録案内

1 会計年度任用職員について

会計年度任用職員とは 1 会計年度（各年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）内の任期を定めて任用される一般職の非常勤職員です。

採用されてから 1 か月間の条件付き採用期間があり、その間の能力実証の結果が良好である場合、本採用となります（採用後 1 か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合には、その日数が 15 日に達するまで条件付き採用期間を延長します）。

また任期終了後、下記の条件をすべて満たした場合に限り、同一の職務内容と認められる職への公募による選考（勤務成績を資料とした選考）を受けることができます。ただし、次年度の任用に関して、予算化されない等のときには前述の選考がされない場合があります。

＜公募による選考による再度の任用の条件＞

- ・人事評価の特別評定の結果が「適」または定期評定の結果が「A 以上」であること。
- ・欠勤等の日数及び回数が任期中の所定の勤務日数又は勤務時間の 2 分の 1 に達していないこと（欠勤等の日数の換算方法等は、「西東京市会計年度任用職員の任用等に関する規則」参照）。
- ・前年度及び当年度において懲戒処分を受けていないこと。

2 登録について

(1) 受験資格（次のいずれかを満たす者）

- ・教員免許を有するまたは教員免許を取得見込み
- ・民間施設を含む教育機関等で指導経験を有する
- ・教育相談に関する専門的識見及び能力を有する

(2) 登録の詳細

会計年度任用職員の登録は、年間を通して随時受け付けています。登録期間は、令和 9 年 3 月 31 日までです。

※次年度の勤務を希望される場合は、登録受付を開始しましたら市報及び市ホームページにてお知らせしますので、ご確認ください。

市所定の履歴書（顔写真を貼付し、必要事項を記入したもの）及び登録申込書を西東京市教育部教育支援課（田無第二庁舎 4 階）へ持参または郵送してください。

提出した書類は一切お返しきれませんので、あらかじめご了承ください。

登録申込書にて、あらかじめ希望する勤務条件を登録していただき、欠員が生じた場合に条件の合う方にご連絡をし、面接させていただきます。面接に合格された方は、採用の有無に関わらず、採用予定日の属する日の年度末まで採用候補者名簿に登載されます。

ご希望の条件に合う求人がない等の理由で、登録期間中に連絡を差し上げない場合があります。

就職先が決まった等の理由で、登録を取り消したい場合は、担当までご連絡ください。

3 欠格条項（次のいずれかに該当する方は登録できません）

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人員
- イ 西東京市において懲戒免職の処分を受け、その日から 2 年を経過しない人
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人

工 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 主な勤務条件等

次の勤務条件等は主なものであり、実際の勤務と異なる場合があります。面接試験等のご案内の際に、業務内容・勤務日・勤務時間等を詳しくご説明します。

※報酬額は現時点のものです。今後、改定される場合もあります。

※当市の他の職(任用)と合計して一週あたり 38 時間 45 分以上働くことはできません。

職名	教育支援業務時間指導員
業務内容	教育相談センター、教育支援センター及び不登校・ひきこもりセーフティネット事業における指導及び相談並びにこれに付随する業務
時間単価	1,560 円
勤務場所	教育相談センター（田無第二庁舎 4 階） スキップ田無教室（西原総合教育施設） ニコモルーム（西原総合教育施設） ニコモテラス（西原総合教育施設） スキップ保谷教室（保谷小学校敷地内） 西東京市西原町四丁目 5 番 6 号 西東京市保谷町一丁目 3 番 35 号
勤務日数 勤務時間	月曜日から金曜日までの間で 5 日以内 午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間で調整 休憩時間は、正午から午後 1 時まで
期末・勤勉手当 通勤手当相当額	西東京市会計年度任用職員の報酬等に関する条例により支給あり（期末・勤勉手当は一定の条件を満たす場合に支給）
社会保険等	共済組合（短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険 ※地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより加入
休暇・休業等	労働基準法及び西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与
雇入れ時健康診断	共済組合へ加入対象の方は要件を満たす場合、採用決定後、就労可能な健康状態であるかを確認するため、健康診断を受診

5 提出・問合せ先

提出先：西東京市教育部教育支援課

〒188-8666 西東京市南町五丁目 6 番 13 号（田無第二庁舎 4 階）

電話：042-420-2829（直通）